

ダイジェスト版

大和市 地域福祉計画

第6期 令和7年度～令和11年度

つながりが生みだす豊かな暮らし

～一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを

営むことができる地域をつくる～

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化の進行に加え、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域のつながりや支え合いが弱まっており、ひきこもりや、虐待、孤独死など社会的孤立を要因とした様々な課題が地域社会で顕在化しています。

また、高齢の親が長期間ひきこもり状態となった子の面倒をみる 8050 問題や介護と育児を同時に担うダブルケアなど、ひとつの世帯で抱える生活上の課題が複雑化・複合化することにより、課題ごとの対応に加え、課題全体を捉え関わっていくことが必要なケースも増加しています。

このような状況を受け、誰もが地域で孤立することなく、安心して暮らしていける地域共生社会の実現に向けて、地域住民が抱える生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供される包括的支援体制の構築が求められています。

この度策定した、「第6期大和市地域福祉計画」の基本理念である「つながりが生み出す豊かな暮らし」は、地域福祉のさらなる推進や向上、地域共生社会の実現に資することを目指したもので、「公助」「共助」「自助」を地域の実情に合わせた形でバランスよく適切に機能させながら、包括的な相談支援体制の整備や孤立させない地域づくりなどに取り組むこととしています。

また、「大和市成年後見制度利用促進に関する基本方針」と「大和市再犯防止推進に関する基本方針」も本計画において定め、地域福祉の取り組みと連動させて推進します。

本計画の基本理念を実現していくためには、市が積極的に取り組んでいくことに加え、市民の皆様、地域、団体との連携・協力が必要不可欠になります。地域に関わる方々とのつながりを大切にしながら、本計画に掲げた施策を着実に実行して参ります。より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの市民や関係団体、関係者の皆様、熱心にご議論くださいました大和市社会福祉審議会の皆様に心から感謝申し上げます。



令和7年3月

大和市長 古谷田 力

地域福祉計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

誰もが住み慣れた地域で自分らしく、生きがいをもって暮らすためには、地域の住民同士がお互いの個性や権利を認め合いながら、支え合い助け合う「地域福祉」を推進していくことが大切です。

近年、少子高齢化の進行や人々のライフスタイルの多様化などを背景に、地域における人間関係の希薄化や従来の地域福祉活動の担い手不足等が進んでおり、地域で支え合う力は弱まりつつあります。そのような中、地域住民が抱える生きづらさや課題は複雑化・複合化しています。

こうした課題に対応するために、人と人、人と社会がつながり支え合う取り組みが生まれやすい環境を整える新たなアプローチが求められています。

市では、平成 15 年に大和市地域福祉計画を策定し、地域福祉を推進してきました。近年では、平成 30 年度に第 5 期大和市地域福祉計画を策定し、「つながりが生みだす豊かな暮らし」を基本理念とした、地域福祉に関する取り組みを総合的に展開してきました。

この度、令和 6 年度をもって第 5 期計画の計画期間が終了することから、国の制度改革や社会情勢、地域の状況を踏まえるとともに、今後一層多様化していく福祉課題や地域のニーズに対応するため、「第 6 期大和市地域福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

計画の枠組

●計画の根拠と位置づけ

- ・社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画と位置付けます。
- ・また、第 10 次大和市総合計画に則した福祉分野の計画であり、福祉分野の個別計画の理念や施策等を包括的な視点から総合化する計画です。

●計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

●計画策定体制

地域福祉計画検討会議を開催し、アンケート調査結果を踏まえて計画策定に関する検討を行った後、パブリックコメントにて広く市民の意見や要望等を伺い、市長の諮問機関である社会福祉審議会の審議を経て策定しました。

目指すべき地域福祉の姿と計画の柱

日頃から住み慣れた地域で、誰もが自分らしく生きがいをもって生活を送るためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、お互いの個性や権利を認め合いながら、地域の中で世代や分野を超えてつながり支え合うことが必要なことから、基本理念は、第5期計画と同様「つながりが生みだす豊かな暮らし」とします。

【基本理念】

つながりが生みだす豊かな暮らし

一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを
営むことができる地域をつくる

基本目標1 一人ひとりに支援が行き届き、安心して暮らせるまち

個別
目標

1. 包括的な相談支援体制を整えます
2. 一人ひとりに合った適切な支援を行います

基本目標2 一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち

個別
目標

3. 福祉への理解と関心を高めます
4. 地域福祉活動の担い手を確保し連携を強化します

基本目標3 一人ひとりが心身ともに健やかで、自分らしく暮らせるまち

個別
目標

5. 孤立させない地域づくりを推進します
6. 地域での健康づくりを支援します

個別目標の展開

基本目標 1

一人ひとりに支援が行き届き、安心して暮らせるまち

課題を抱えた人の早期把握や複雑化・複合化した課題にも対応できる相談・支援の体制づくり等に努め、誰もが適切な福祉サービスや支援を受けることができ、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるまちを目指します。

個別目標 1 包括的な相談支援体制を整えます

● 住民主体の相談・支援活動の充実

地域住民等が主体的に地域の生活課題を把握し、解決を試みることができるよう支援します。

● 身近な地域で相談を受け止める体制の構築

身近な地域の相談窓口において相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については、必要に応じて関係機関につなぎ、専門的支援によりバックアップする体制を整えます。

● 連携体制等の強化

相談支援機関や地域の福祉活動団体等が問題や情報を共有し、各機関・団体同士の連携を図ります。

● 専門相談の充実

相談員の資質向上も含めた専門的な相談支援体制を充実させるとともに、複雑化・複合化した課題にも対応するため、総合的な対応力の強化に努めます。

● 虐待防止に関する取り組みの強化

相談支援の強化や問題を早期に共有できるネットワークづくりを進め、高齢者、障がい者、子ども等への虐待防止に取り組みます。



個別目標 2 一人ひとりに合った適切な支援を行います

● 各種自立支援策の推進

誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、各種自立支援策を推進します。

● 制度の狭間のニーズに対応した支援の強化

複合的な課題や制度の狭間に陥りがちな課題をもらさず、支援につなげます。

● 福祉サービスの適切な利用の促進

福祉関連情報について、市民のニーズを捉え多様な方法によって広く届けます。

基本目標 2

一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち

福祉の心を醸成する取り組みや地域コミュニティの活性化につながる活動を支援し、地域のつながりや支え合いを感じることができ、誰もが自分の暮らす地域に愛着をもって主体的に関わることができるまちを目指します。

個別目標3 福祉への理解と関心を高めます

● 地域住民への福祉の啓発

福祉課題に関する講演会やキャンペーン等を実施し、福祉に関する啓発を継続的に実施します。

● 福祉教育・ボランティア学習の推進

学校や地域の関係者等と連携し、体験や交流を通じた福祉教育やボランティア学習等の推進に取り組みます。

● 社会福祉法人による地域貢献の取り組み支援

社会福祉法人による地域貢献活動を促進するため、事業実施に向けた支援や適切な情報の提供等、協力支援に努めます。



個別目標4 地域福祉活動の担い手を確保し連携を強化します

● 各種ボランティアやサポーターの育成・活動支援

ボランティアやサポーターに関する情報を幅広い層の人々に発信し、参加意欲を高めます。また、各種活動の支援を継続的に行い、スキルアップやモチベーションの維持を図ります。

● 地域福祉を推進する団体との連携

地域福祉を推進する様々な団体に対し情報提供や情報共有を推進し、活動を支援します。また、多様な団体等との協力連携を図り、複雑化する地域生活課題への対応に努めます。

● 民生委員・児童委員への活動支援の充実

民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。また、民生委員・児童委員活動を広く周知することにより、民生委員・児童委員の担い手の確保に努めます。

● 災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の構築

災害時における要支援者の避難支援体制の構築に向けて、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会など、地域の支援者や社会福祉施設等との連携を深め、取り組みを進めます。

基本目標 3

一人ひとりが心身ともに健やかで、 自分らしく暮らせるまち

誰もが気軽に集える居場所づくりや、地域での健康づくり・介護予防の推進に取り組み、一人ひとりが地域社会とつながり、生きがいや役割をもちながら生き生きと暮らせるまちを目指します。

個別目標 5 孤立させない地域づくりを推進します



● **だれもが気軽に集える居場所や当事者同士の交流の充実**

地域の人々が気軽に立ち寄れる居場所づくりを進め、講座やイベントの実施など場の充実を図ります。また、同じ悩みを抱えた人同士の情報交換や地域との交流を図ります。

● **生きがいづくりや社会参加の促進**

誰もが社会活動に参加しやすい環境を整えるとともに、多様な機会創出により、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

個別目標 6 地域での健康づくりを支援します

● **地域での健康づくりや介護予防の充実**

地域との協働により、健康づくりや介護予防を推進します。

● **健康づくり事業の推進**

検診体制の充実や健康相談、保健指導等を実施し、市民一人ひとりの健康不安の解消を図るとともに、健康に関する知識の普及と市民の健康意識の向上を図ります。



成年後見制度利用促進に関する基本方針

基本方針の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度ですが、これまで十分に活用されていませんでした。

高齢化の進行に伴い、制度の重要性は一層高まることから、制度の利用の促進を図るため、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

本市においても、高齢化の進行等を受け、今後制度を必要とする人の増加が見込まれることから、制度の利用の促進に係る市の方針を、地域福祉の観点から地域福祉計画において定め、適切に制度につながり、その人の権利が守られるための取り組みを進めていきます。

(成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく本市の成年後見制度利用促進基本計画として位置づけます。)

基本方針

基本方針① 成年後見制度の周知と理解促進

誰もが成年後見制度を正しく理解し、安心して制度を利用することができるよう、市民ニーズを捉えた制度の普及・啓発に努めます。また、支援を必要とする人が早期の支援につながるよう、医療・介護・福祉サービス事業所や金融機関等関係機関に対しても制度周知を図ります。

基本方針② 成年後見制度を利用しやすい環境の整備

成年後見制度を利用する人が、多様な選択の中から安心して制度を利用することができるよう、相談体制の充実に努めるとともに、制度利用が困難な人への支援等に取り組みます。また、権利擁護を担う人材の確保や育成に努めます。

基本方針③ 地域連携ネットワークの構築

権利擁護を必要とする人が、本人らしい生活を守るために、成年後見制度を利用できるよう、保健・福祉・医療・地域等の関係者と司法等が連携し、被後見人等を適切に必要な支援につなげる体制を構築します。



再犯防止推進に関する基本方針

基本方針の趣旨

罪を犯した人達の中には、出所後帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失うなど、地域社会で生活する上で様々な課題に直面する人が多くいます。このような人の中には、地域社会とも行政ともつながることができず孤立し、必要な支援を受けることができず再び罪を犯してしまう人たちがいます。

国においては、罪を犯した人の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、市町村に、地方再犯防止推進計画の策定を努力義務として規定しました。

こうした国の動向を受け、本市においても再犯防止の推進に向けた市の方針を、地域福祉の観点から本計画において定め、福祉などの関係機関や民間協力者等と連携し、罪を犯した人が地域で孤立することなく、円滑に社会復帰するための支援を推進します。

(再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく本市の地方再犯防止推進計画として位置づけます。)

基本方針

① 自立支援のための取組

性別、年齢、心身の状況、家庭環境等、罪を犯した人等の特性や現状に応じた居住先の確保を支援するとともに、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、相談者の状況に応じた就労支援を行います。

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

地域包括支援センターや障害支援機関等と連携しながら、包括的相談支援体制の中で包括的に受け止め、高齢者福祉や障がい福祉、生活困窮者の自立支援等の保健医療・福祉サービス等を適切に提供し、安定した生活が送れるよう支援します。

③ 民間協力者の活動の促進

犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪や非行を予防するための活動等を行っている「保護司」や「更生保護女性会」等民間協力者の活動を支援します。

④ 広報・啓発活動の促進

犯罪や非行をした人たちの更生について広く地域住民の理解を得るため、「社会を明るくする運動」等を通じて、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。



計画の推進体制と進行管理

地域福祉計画の着実な推進を図るため、社会福祉法第 107 条第 3 項の規定に則り、PDCA サイクルにより進行管理を行います。

社会福祉審議会

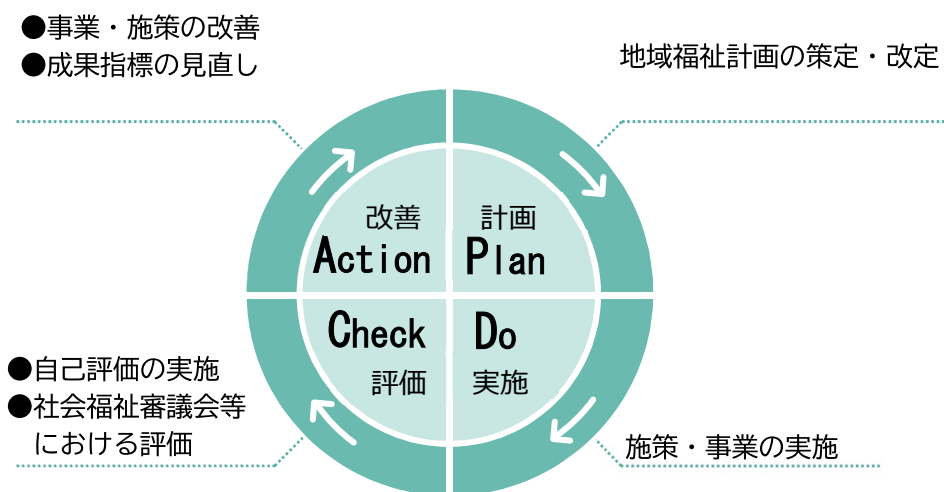
市議会議員、地域福祉団体の代表者、関係行政機関の職員、学識経験者、保健医療・福祉施設の代表者、公募市民等で構成される「社会福祉審議会」において、本計画に基づく施策や事業の取組状況を把握し、本計画の進捗状況の総合的な評価を行うほか、本計画推進のための方策について審議します。


地域福祉計画検討会議

あんしん福祉部、こども部及び健幸・スポーツ部の関係各課、市社会福祉協議会で構成される「地域福祉計画検討会議」において、本計画に基づく事業の取組状況の把握と評価を行うほか、具体的施策や事業の検討などを行います。

※成年後見制度利用促進に関する基本方針及び再犯防止推進に関する基本方針については、別途、関係者間で取組状況を確認し、適宜、社会福祉審議会に報告します。

PDCAサイクルによる計画の推進・進行管理





第6期大和市地域福祉計画 ダイジェスト版
令和7年4月発行

編集・発行：大和市 あんしん福祉部 福祉総務課
住 所：〒242-8601 大和市鶴間一丁目31番7号
T E L：046-260-5604
U R L：<http://www.city.yamato.lg.jp>